

関西学院大学 研究成果報告

2022年5月30日

関西学院 院長殿

所属： 法学部
職名： 教授
氏名： オストハイダ テーヤ

以下のとおり、報告いたします。

研究制度	<input type="checkbox"/> 関西学院留学 長期（滞在国： ） <input checked="" type="checkbox"/> 関西学院留学 短期（滞在国：ドイツ） <input type="checkbox"/> 宣教師研究期間 <input type="checkbox"/> 関西学院外留学（滞在国： ）
研究課題	移民をめぐる言語政策に関する日独比較研究
研究実施場所	ドイツ デュッセルドルフ市 ハインリッヒ・ハイネ大学 現代日本研究所
研究期間	2021年9月20日 ～ 2022年3月31日（6ヶ月）

◆ 研究成果概要 （2,500字程度）

上記研究課題に即して実施したことを具体的に記述してください。

移民の社会統合政策をめぐって、「移民背景をもつ」人が総人口の27%¹を占めているドイツの取り組みは、これからの日本における政策構築に重要な示唆を与えうるものであると考える。また、移民に限らず、様々な立場の人への情報保障も、いわゆる「多文化共生社会」における重要な課題であり、ドイツと日本の取り組みを比較する意義がある。留学中に行った研究は、「移民」および「情報保障」をめぐるドイツの言語政策に焦点を当て、日本の政策への応用について検討することを目的とした。具体的には、移民人口がドイツ全国の平均よりも多いノルトライン＝ヴェストファーレン州(以下NRW州)のルール工業地帯をフィールドとし、以下の2つの課題を中心として研究を行った。

1) 移民の「出自言語」教育

日本の場合、「国語」以外の言語を扱う教育政策は「国際化」「グローバル化」などといった構想に基づくことが多く、「言語権」という概念に配慮した取り組みが皆無に等しい。一方、欧州では、移民言語をホスト社会の「資源」としてとらえ、また法律によって移民に自らの言語を学ぶ権利を保障する国が少なくない。ドイツのNRW州も、2006年に移民背景のある生徒が自分の出自言語を義務教育段階でいわゆる「第二外国語」の代わりに履修できる制度を導入し、その趣旨は次の通りである。「移民背景のある全ての児童生徒にとって、ドイツ語学習が最も優先すべき課題である。それに加え、出自言語における口頭・読み書き能力は貴重な、更なる資質である。児童生徒の出自言語能力は我が国の社会・経済を豊かにしている。」² 趣旨にある見解、つまり移民の言語を国の「資源」として見なす考え方は、「国語」と「英語」に限定されがちな日本の言語教育政策に比べ評価すべきであるが、この考え方がどこまでドイツ社会に浸透しているかは疑問である。NRW州のドルトムント市で移民の出自言語教育に携わっている方とのインタビューから、移民ではない人の関心は、決してトルコ語などのような、「労働者」を連想させる言語ではなく、むしろ「知的」なイメージをもつ英語やフランス語などに集中しているという指摘があった。次のデータからもこのような態度がうかがえる。ドイツでは英語以外に第二言語として複数の言語を提供する学校が少なくないが、2020/21年度において小・中・高等学校で英語以外の第二言語を学んだ生徒数は約260万人である³。そのうち、フランス語(50%)、ラテン語(21%)、スペイン語(19%)を履修した生徒が9割を占めるのに対し、トルコ語は1.3%に留まる⁴。

2) ドイツの「やさしいことば」と日本の「やさしい日本語」を手がかりに、情報保障をめぐる取り組みの日独比較

「やさしい日本語」というのは、1995年の阪神・淡路大震災をきっかけに、災害時において被災地に滞在する日本語第二言語話者への情報伝達をより円滑にはかるための試みとして始まった。重要な情報を複数の言語に訳すより、かみくだいた日本語で伝達する方が効果的であるということを考慮した取り組みである。それ以来、「やさしい日本語」の研究と実践が「危機管理」以外にもさまざまな領域(行政サービス、福祉、教育、メディアなど)を視野に入れるようになったが、海外における諸取り組みと比較すると、「やさしい日本語」は未だに「外国人」、つまり日本語の「第二言語話者」を中心に語られることが多い。しかし、「第一言語話者」と「第二言語話者」のいずれのグループにおいても、「やさしい日本語」を必要とする人とそうではない人が存在していることが指摘される。

この点に関して、ドイツの「やさしいことば」(“Leichte Sprache”)が大変参考になる。ドイツのブレーメン市生活支援センター内にある「やさしいことば事務室」は、ドイツの「やさしいことば」について次のように説明している。「やさしいことばは多くの人に役立つ。特に：知的障害や学習障害をもつ人。他の人にも役立つ。例えば：読み書きがうまくできない人、ドイツ語がうまくできない人、お年寄りの人、手話を話す人、青少年。そして、すべての人が難しい文書に悩むことがある。例えば：説明書、納税申告書、法律文、契約書。このような文書がやさしいことばで書かれていれば、多くの人々が喜ぶ。」⁵ 「やさしい日本語」と比較すると、趣旨が「すべての人」が対象となり得るこ

¹ 2021年現在 (Statistisches Bundesamt 2022a)

² Ministerium für Schule und Weiterbildung des Landes Nordrhein-Westfalen (2006、筆者訳)

³ 延べ数、生徒総数約 840 万人

⁴ Statistisches Bundesamt (2022b)

⁵ Büro für Leichte Sprache (2004、筆者訳)

とに言及していることは興味深い。また、ドイツの「やさしいことば・ネットワーク」が作成した手引きによると、ことばをわかりやすくする作業にあたっては、学習障害をもつ人が必ず監修者として携わり、専門家の立場から文書などのわかりやすさについて確認することとなっている⁶。このように、ドイツの「やさしいことば」は、情報保障を「インクルージョン」（社会的包摂）の理念から考えるアプローチであることもうかがわれる。つまり、全ての社会構成員が各自のニーズに適した情報保障を受けることができると同時に、特別な配慮が必要と想定される人々が情報の受信者だけでなく、発信者としてもかかわることを目標としている。

2018年1月に、ドイツの「障害者平等法」に「わかりやすさと〈やさしいことば〉」という新条項が追加された。内容をまとめると次のようになる。「行政機関は、知的障害あるいは精神障害をもつ人に対して、コミュニケーションをわかりやすいことばではかり、また求めに応じて、公的文書をわかりやすいことばで説明する義務がある。もし、わかりやすいことばでは十分に説明できない場合、〈やさしいことば〉で説明しなければならない。」⁷ この条項は「障害者平等法」の一部であるため「障害者」に限定されているが、行政機関の言語使用に対して「わかりやすさ」を法律によって義務付ける働きかけは、情報提供のバリアフリー化への重要な一歩であると評価できよう。新条項に関して、もうひとつ言及すべき点がある。それは、「わかりやすさ」と「〈やさしいことば〉の使用」との区別である。つまり、わかりやすい説明が十分に理解されない場合のみ、マニュアル化された「人工言語変種」の性質をもつ「やさしいことば」に頼るといふ、2段階での調整が求められているところである。この区別は、「やさしい日本語」をめぐる議論にも重要な示唆を与えうるものである。

以上の通り、移民に対する言語教育および様々な立場の人への情報保障をめぐる政策に焦点を当て、情報・資料収集を行った。留学中、滞在先のドイツでも新型コロナウイルス感染症の影響で、教育機関等でのフィールドワークに制限があった一方、受け入れ先の大学の教員や学生、また滞在先の地域社会（行政・学校関係者など）との交流によって、かけがえのない経験と情報を得ることができた。特に、このような非常時下での対人コミュニケーションや公共機関による情報保障の重要性を実感した。対人コミュニケーションおよび情報伝達のほとんどがホスト社会の言語で行われることはドイツも日本も共通している。第一言語話者か第二言語話者かを問わず、日本の社会も様々な背景をもち、コミュニケーションに関しても様々な能力とニーズを抱く人々によって構成されている。すなわち、社会のあらゆる側面において日常的に、日本語による「多文化間」コミュニケーションが起こっており、その能力も要求される。一方、日本語を第一言語とする人を対象とした「日本語による多文化間コミュニケーション能力」の育成をめぐる取り組みは皆無に等しく、日本の言語教育政策での取り組みが急務である。ドイツで得た経験と知識は、今後の研究と教育活動に生かし、様々な立場の人が共に生活できる日本社会への応用に貢献できれば幸いである。

引用文献

- Bundesministerium der Justiz und für Verbraucherschutz (2018) *Gesetz zur Gleichstellung von Menschen mit Behinderungen: § 11 Verständlichkeit und Leichte Sprache.*
- Büro für Leichte Sprache (2004) *Für wen ist Leichte Sprache?* (<http://www.leichte-sprache.de/>)
- Ministerium für Schule und Weiterbildung des Landes Nordrhein-Westfalen (2006) *Kernlehrplan für den Muttersprachlichen Unterricht in der Sekundarstufe 1 und für den Unterricht in der Muttersprache anstelle einer zweiten oder dritten Pflichtfremdsprache für die Klassen 7-10.*
- Netzwerk Leichte Sprache (2013) *Die Regeln für Leichte Sprache.* (https://www.leichte-sprache.org/wp-content/uploads/2017/11/Regeln_Leichte_Sprache.pdf)
- Statistisches Bundesamt (2022a) *Bevölkerung nach Migrationshintergrund und Geschlecht.* (<https://www.destatis.de/DE/ZahlenFakten/GesellschaftStaat/Bevoelkerung/MigrationIntegration/Migrationshintergrund/Tabellen/TabellenMigrationshintergrundGeschlecht.html>)
- Statistisches Bundesamt (2022b) *Schüler mit Fremdsprachen-Unterricht, Schuljahr 2020/21.* (<https://www-genesis.destatis.de/genesis/online?language=de&sequenz=tabelleErgebnis&selektionname=21111-0006#abreadcrumb>)

⁶ Netzwerk Leichte Sprache (2013)

⁷ Bundesministerium der Justiz und für Verbraucherschutz (2018、筆者訳)

